

教育振興基本計画とウェルビーイング



2023年6月16日、政府は2023～2027年度を対象期間とする、**第4期の教育振興基本計画**を閣議決定しました。本計画は、予測が困難な「VUCA」の時代に、予測される社会の課題や変化に対応して人材を育成する視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していく視点の双方が必要とし、「**持続可能な社会の創り手の育成**」と「**日本社会に根差したウェルビーイングの向上**」の2つのコンセプトを掲げています。

本計画では、ウェルビーイングについて「身体的・精神的・社会的に良い状態にあること」であり、その実現とは「**多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じる**とともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなること」であるとしています。また、子どもたちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、**学校が教師のウェルビーイングを高める場となること**が重要としています。

生成 AI 利用の暫定的なガイドライン



2023年7月4日、ChatGPT などの生成 AI が社会に急速に普及しつつある現状に鑑み、文部科学省は「初等中等教育段階における**生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン**」を公表し、生成 AI の教育利用の方向性や留意点等を示しました。

ガイドラインは生成 AI の利用について、使いこなすための力を意識的に育てていく姿勢は重要としながら、様々な懸念も指摘されていることから、現時点では十分な対策を講じられる学校でパイロット的に取り組むことが適当としています。一方、すべての学校で、1人1台端末の活用を日常化するなかで、**情報の真偽を確かめる（ファクトチェック）習慣づけ**も含め、**情報活用能力を育む教育活動**をいっそう充実させ、AI 時代に必要な資質・能力の向上を図るとしています。また、教員研修や校務での適切な活用に向けた取組を推進し、**教師の AI リテラシー向上**や**働き方改革**につなげるとしています。

生成 AI 活用の進め方の例とチェック事項

上記ガイドラインは、生成 AI 活用のパイロット的な取組の進め方として、①生成 AI 自体を学ぶ段階、②使い方を学ぶ段階、③各教科の学びにおいて積極的に用いる段階、(その先の④日常使いする段階)、という活用ステージを示しています。

また、「各学校で生成 AI を利用する際のチェックリスト」として、下記のチェック事項を示しています。●**年齢制限や保護者同意**等の利用規約を遵守、●事前に生成 AI の性質やメリット・デメリットに関する学習を実施、●事前に情報の真偽を確かめるような使い方（**ファクトチェック**）に関する学習を実施、●生成 AI 利用の適否は**教育活動の目的達成に効果的か否か**で判断、●個人情報やパスワード等を入力しないよう指導、●著作権を侵害しない使い方を指導、●生成 AI に委ねず**自分の判断や考えが必要なこと**を指導、●生成物を自分の成果物として提出しないよう指導、●保護者の経済的負担に配慮

「教師を取り巻く環境整備について」緊急提言



2023年8月28日、全国的な教師不足が憂慮すべき状況となるなか、中央教育審議会の質の高い教師の確保特別部会は、「**教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）**」（以下、緊急提言）を取りまとめました。

緊急提言では、「学校・教師が担う業務に係る3分類」について、登下校、校内清掃、授業準備など14の業務それぞれの取組の実効性を高める「**対応策の例**」を示し、その徹底を求めています。また、すべての学校において、児童生徒の学習状況や教職員の勤務状況などの観点から**授業時数について点検したうえで、令和6年度以降の教育課程の編成に臨む**こと、そして、令和5年度に標準授業時数を大幅に上回る（年間1,086単位時間以上）教育課程を編成していた学校は、**見直しを前提に点検を行い**、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画とすることなどを求めています。

部活動の地域移行と新ガイドライン



2022年12月、スポーツ庁および文化庁は、従来の部活動ガイドラインを全面的に改定し、「**学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン**」を策定しました。

本ガイドラインは、少子化や学校の働き方改革が進むなか、学校部活動を従前と同様の体制で運営することや、**専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは難しくなる**としたうえで、学校部活動のあり方のほか、部活動の地域連携・地域移行や、地域クラブ活動のあり方について示しています。

また、国は2023～2025年度の3年間を改革推進期間と位置づけ、**休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行**を進めており、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現をめざすとしています。

「闇バイト」への加担防止



2023年8月10日、警察庁の依頼を受け、文部科学省は「**少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための対策について**」を事務連絡しました。

事務連絡では、「**闇バイト**」は**アルバイトではなく犯罪**であり、その実態は犯行グループが切り捨て要員の実行役を募集するもので、これに関わることでどのような危険が及ぶかを伝え続けていくことが重要とし、「闇バイト」の現実をまとめた警察庁の資料「**犯罪実行者募集の実態**」を紹介しています。

警察庁資料には、SNSや紹介等での**闇バイトの募集の手口**、犯行グループからの匿名性の高いアプリ（Telegram、Signal等）のインストール指示、アルバイトを装って身分証明書などの個人情報を送信させる手口、個人情報をもとにした執拗な脅迫行為、**一度加担すると離脱が困難**で何度も犯罪行為を繰り返してしまう仕組みなどが示されています。

「新たな教師の学びの姿」と研修奨励制度



2021年11月、中央教育審議会・特別部会は、「『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて（審議まとめ）」を取りまとめました。

審議まとめでは、「新たな教師の学びの姿」について、教師が**主体的に学び続ける**こと、一人一人の教師の個性に即した**個別最適な学び**であること、校内研修等の教師同士の学び合いなどを通じた**協働的な学び**であることなどが重要としています。

この審議まとめを受け、2022年5月に教育公務員特例法が改正され、「新たな教師の学びの姿」を実現するための研修奨励制度が定められました（2023年4月施行）。この制度は、県教育委員会などの任命権者が、校長・教員ごとに**研修等の記録（研修履歴）を作成**し（22条の5）、市教育委員会などの指導助言者が、校長・教員に対し、研修履歴を活用して、研修情報などを提供し**資質向上に関する指導助言を行う**ものです（22条の6）。

教員育成指標の策定に関する「指針」の改正



2022年8月31日、文部科学省は、上記の教育公務員特例法の改正を受け、より効果的な教師の資質向上を図るため、**教員育成指標**（公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標）の**策定に関する「指針」**を改正しました。この指針をふまえ、各自治体で教員育成指標の見直しが行われることとなります。

指針では、教師に共通的に求められる資質能力を、**①教職に必要な素養、②学習指導、③生徒指導、④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、⑤ICTや情報・教育データの利活用**、の5つの事項で整理しています。

①～⑤に関する教員に求められる資質の具体的な内容は、QRコード先の別添資料3〈4〉「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針に基づく教師に共通的に求められる資質の具体的な内容」（文部科学省）に示されています。

校長に求められる役割と資質能力

上記指針では、校長は学校組織のリーダーとして、**教員の人材育成について大きな責任と役割を担い**、研修履歴を活用した指導助言等の場面においても、実質的な指導助言者としての役割を担い、一義的な責任を負う主体であるとされました。

そして指針は、校長に求められる基本的な役割として、**①学校経営方針の提示、②組織づくり、③学校外とのコミュニケーション**、の3つをあげています。そして、これらの基本的な役割を果たすうえで、従前より求められている**①マネジメント能力**（教育者としての資質、的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理など）に加え、これからの時代においては、**②アセスメント能力**（様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有する力）、**③ファシリテーション能力**（学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していく力）が求められるとしています。

研修奨励ガイドラインと学校管理職の役割



2022年8月31日、文部科学省は、左記の教育公務員特例法の改正を受け、指針の改正とともに、**研修の受講奨励に関するガイドライン**（研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン）を策定しました。

本ガイドラインでは、研修履歴を活用して行う対話に基づく受講奨励は、法律上、指導助言者である教育委員会が行うこととされているが、**実際には、所属職員の日常の服務監督を行う校長が行う**ことが想定されるとしています。そのうえで、校長は、適切な権限の委任の下で、**副校長・教頭などの他の学校管理職とも役割分担しつつ**、研修履歴を活用して、**対話に基づき受講奨励を行う**ことが想定されるとしています。

受講奨励を行う時期や場面については、たとえば、**人事評価に関わる期首面談や期末面談の機会を活用する**ことが想定されるとしています。

生徒指導提要の改訂

2022年8月、文部科学省の協力者会議は、**生徒指導提要の改訂案**を公表しました（改訂版は2022年冬に公表予定）。改訂案では、生徒指導というと、課題の起き始めに対応したり、困難な課題に粘り強く取り組むという、即応的・継続的（リアクティブ）なイメージが根強いが、**どうすれば起きないようにするのか**という点に注力することが大切とし、そのための常態的・先行的（プロアクティブ）な生徒指導の創意工夫が必要としています。

また、生徒指導の取組上の留意点の一つめに「児童生徒の権利の理解」をあげ、**児童の権利に関する条約の4つの原則**（①差別の禁止、②児童の最善の利益、③生命・生存・発達に対する権利、④意見を表明する権利）を理解しておくことが大切としています。そして、2023年4月に施行される**こども基本法**についても、児童の権利に関する条約と併せて、その基本理念の趣旨等について理解しておくことが重要としています。

こども基本法



2022年6月15日、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、**こどもの権利の擁護**を図り、こども施策を総合的に推進することなどを目的とする、こども基本法が成立しました（2023年4月施行）。

本法3条では、こども施策の基本理念として、①こどもの基本的人権の保障等、②養育・生活・保護の保障等、③意見表明の機会等の確保、④こどもの意見の尊重と最善の利益の考慮、⑤養育の支援と養育環境の確保、⑥社会環境の整備の6項目をあげています。

とくに上記の生徒指導提要との関係においては、③こどもの年齢・発達の程度に応じて、その**意見を表明する機会および多様な社会的活動に参画する機会が確保される**こと、④こどもの年齢・発達の程度に応じて、**その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される**こと、の2点の理解が重要となります。

令和の日本型学校教育



2021年1月26日、中央教育審議会は、答申「『**令和の日本型学校教育**』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」を取りまとめました。

本答申は、「Society5.0時代」が到来し、先行き不透明な「予測困難な時代」においては、新学習指導要領の着実な実施が重要であり、ICTの活用も図りながら、「一人一人の児童生徒が、**自分のよさや可能性を認識**するとともに、**あらゆる他者を価値のある存在として尊重**し、**多様な人々と協働**しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、**持続可能な社会の創り手**となることができるようにすることが必要」としています。そして2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」としました。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」

上記答申では、「**個別最適な学び**」について、子どもの特性や学習進度等に応じて指導方法や教材等を柔軟に提供したり、一人ひとりの興味・関心に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することなどが示され、その際に、子どもが自らの学習状況を把握して**主体的に学習を調整できるように**促していくため、**ICTを日常的に活用すること**が重要としています。

また「**協働的な学び**」について、探究的な学習や体験活動等を通じ、子ども同士あるいは多様な他者と協働しながら学ぶことが示され、一人ひとりのよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出すとしています。

そして、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の両者の学びを一体的に充実し、「**主体的・対話的で深い学び**」の実現に向けた授業改善につなげるとしています。

35人学級の実施計画



個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、また新型コロナウイルス感染症の発生等もふまえ、2021年3月、**義務標準法**（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）の一部改正が行われ、小学校の学級編制の標準が5年間をかけて段階的に**40人から35人に引き下げられる**こととなりました（1年生は当初から35人）。

この引き下げに伴い、小学校の各年度の35人学級は以下の通りとなります。

- 2021年度 小学校1・2年生
- 2022年度 小学校1・2・3年生
- 2023年度 小学校1・2・3・4年生
- 2024年度 小学校1・2・3・4・5年生
- 2025年度** 小学校1・2・3・4・5・6年生（全年生）

教員免許更新制の抜本的見直し

2021年3月、文部科学大臣は中央教育審議会に対して諮問を行い、**教師の経済的・物理的な負担感**や、**臨時的任用教員等の人材確保への影響**があるという声をふまえ、5点ある検討項目のうち「教員免許更新制の抜本的見直し」について、先行して結論を得ることを求めました。

これを受けて同年8月、中教審の特別部会が「『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて」と題する審議まとめ（案）において、**教員免許更新制の発展的解消**が適当であると提言したことから、2022年の通常国会で教育職員免許法の改正がめざされ、早ければ2023年度より廃止される見通しとなっています。また審議まとめ（案）は、**新たな教師の学びの姿**を実現するための方策を講ずるともしており、研修受講履歴の記録管理や、履歴を活用した受講の奨励の義務づけなどが提言されています。

児童生徒性暴力等防止法



教育職員による児童生徒に対する性暴力等を防止するため、児童生徒性暴力等防止法（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律）が成立し、2021年6月4日に公布されました（2022年4月1日に施行）。

本法は、**「教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない」**と定め、**「児童生徒性暴力等」**として、児童生徒等への性交、わいせつ行為、児童買春、児童ポルノに係る行為など、懲戒免職処分の対象となり得る行為を列挙しています。

また、児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状の失効または取り上げとなった者を**「特定免許状失効者等」**とし、その者に再び免許状を授与する場合は、改善更生の状況やその後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、厳しく制限されることとなります。

学校支援スタッフ4職の規定



2021年8月23日に学校教育法施行規則が一部改正（同日施行）され、**医療的ケア看護職員**、**情報通信技術支援員**（ICT支援員）、**特別支援教育支援員**、**教員業務支援員**（スクール・サポート・スタッフ）の4職が、学校の支援スタッフとして正式に規定され、それぞれの職務内容が明確にされました。

文部科学省の通知では具体的な職務内容の例として、**情報通信技術支援員**についてはICTを活用した授業支援、校務支援、環境整備支援、校内研修支援などが考えられるとされています。**教員業務支援員**については、学習プリントや家庭への配布文書等の各種資料の印刷・配布準備、採点業務の補助、来客対応や電話対応、学校行事や式典等の準備補助、各種データの入力・集計などの作業が考えられるとされており、感染症対策のための清掃・消毒や子どもの健康観察の取りまとめ作業についても従事可能としています。